

水産関係民間団体事業実施要領

平成10年4月8日付け10水漁第944号
農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和3年12月20日付け3水港第2038号

第1 趣旨

我が国水産業を活力ある産業として健全に発展させていくためには、行政機関はもとより、漁業者団体等も漁業生産や水産物の消費等の水産業を取り巻く様々な課題に的確に対応することが求められている。

本事業は、漁業者団体等が主体的に取り組むこれら課題に対して、国が総合的かつ計画的に支援を行うことにより、水産基本法の基本理念である「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の実現を図る。

第2 事業の分類、内容等

この事業の分類、事業内容、事業実施主体、採択基準、事業実施期間及び補助率については、別表に掲げるとおりとする。

第3 事業実施計画

1 事業実施計画の作成等

水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業実施主体は、当該年度の事業実施計画の作成等、実施等必要な手続については、水産庁長官が別に定めるものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更は、水産庁長官が別に定めるところにより、1に準じて行うものとする。

第4 事業造成資金等の造成

1 事業実施主体は、第2の別表に定める事業のうち、次の表（以下「表」という。）の左欄に掲げる事業について、その実施に充てるためにそれぞれの右欄に掲げる基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業	韓国・中国等外国漁船操業対策基金
沖縄漁業基金事業	沖縄漁業基金
水産業競争力強化緊急事業	水産業競争力強化基金

2 基金は、国の補助金によって造成するものとする。

3 事業実施主体は、基金を適正に管理するため、基金を他の業務に係る資金と区分して経理し、かつ、事業年度ごとに基金に係る特別勘定を設けるものとする。

4 この基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるものとする。

5 事業実施主体は、基金の管理については、1から4までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規定に基づいて行うものとする。

第5 助成

1 国は、予算の範囲内において、第2に規定する事業に要する経費につき別に定めるところにより補助金（交付金を含む。以下同じ。）を交付するものとする。

2 事業実施主体は、表の左欄に掲げるいずれかの事業が完了したときは、速やかに、当該完了した事業に対応する基金の清算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、当該基金に残額が生じたときには、事業実施主体は当該残額のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

- 3 事業実施主体は、表の左欄に掲げる事業を実施するに当たり、使用する見込みのない基金の残高が生じた場合には、当該残高のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

第6 施設等の管理運営等

この事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、事業の目的に従ってその管理運営等に努めるものとする。

第7 収益納付

水産庁長官は、この要領に掲げる事業の実施に伴い、水産庁長官が別に定めるところにより、収益が生ずると認められる場合においては、当該収益の全部又は一部に相当する金額を、国に納付させるものとする。ただし、当該納付金は、当該事業に係る補助金の額を限度とする。

第8 補助金等の返納

水産庁長官が別に定める事業の事業実施主体であって、水産庁長官が別に定める補助金返納事由が生じたときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、国に返納するものとする。

第9 報告

事業実施主体は、水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業の実施後の運営状況等を水産庁長官に報告するものとする。

第10 指導及び助言

国は、この事業の実施について必要な指導及び助言を行うものとする。

第11 漁獲量等の報告及び資源管理の取組

- 1 別表に定める事業のうち、次に掲げる事業の利用者は、水産庁長官又は都道府県知事が資源評価及び資源管理を行うために必要があると認める場合において、その魚種別ごとに、漁獲量その他漁業生産の実績のほか、例えば許可漁業等については、漁業の種類、陸揚げ港、使用した網の大きさや反数、針数、釣り機台数その他の使用漁具の規格・規模、操業日、操業日数、操業区域、操業面積、操業時間（一操業ごと）、探索時間その他の操業の状況、資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。
 - (1) 水産業競争力強化緊急事業のうち水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業
 - (2) 水産業競争力強化緊急事業のうち競争力強化型機器等導入緊急対策事業
- 2 1に掲げる事業の利用者は、数量管理を基本とする資源管理計画の実施など、資源管理の取組を行うものとする。

第12 その他

この事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 栽培漁業振興施設整備事業実施要領（昭和48年8月17日付け48水研第111号農林事務次官依命通知）
 - (2) 栽培漁業事業実施要領（昭和50年6月6日付け50水研第198号農林事務次官依命通知）
 - (3) 漁場油濁被害対策事業実施要領（昭和50年7月17日付け50水研第939号農林事務次官依命通知）
 - (4) 漁業公害等対策事業実施要領（昭和51年7月24日付け51水研第868号農林事務次官依命通知）
 - (5) 漁業新技術開発事業実施要領（昭和58年6月20日付け58水研第653号農林水産事務次官依命通知）
 - (6) 漁業振興事業実施要領（昭和60年9月5日付け60水振第2177号農林水産事務次官依命通知）
 - (7) 栽培漁業事業化総合推進事業実施要領（昭和61年4月24日付け61水振第1301号農林水産事務次官依命通知）

- (8) 200 海里開発促進新技術導入事業実施要領(昭和61年7月21日付け61水振第1684号農林水産事務次官依命通知)
- (9) 遊漁安全管理施設整備事業実施要領(昭和62年8月20日付け62水振第2181号農林水産事務次官依命通知)
- (10) 保護水面管理事業実施要領(平成元年8月7日付け元水振第1969号農林水産事務次官依命通知)
- (11) 漁村漁業経営強化特別対策事業実施要領(平成元年9月20日付け元水振第2583号農林水産事務次官依命通知)
- (12) 特定海域栽培漁業定着強化事業実施要領(平成2年6月7日付け2水振第1192号農林水産事務次官依命通知)
- (13) 資源管理型漁業推進総合対策事業実施要領(平成3年4月11日付け3水振第1713号農林水産事務次官依命通知)
- (14) 水産業改良普及情報システム化等事業実施要領(平成3年6月21日付け3水研第141号農林水産事務次官依命通知)
- (15) 沖縄県水産業活性化構造改善特別対策事業実施要領(平成4年4月9日付け4水振第1254号農林水産事務次官依命通知)
- (16) 防疫管理の拠点づくり事業実施要領(平成5年5月18日付け5水研第106号農林水産事務次官依命通知)
- (17) 新沿岸・沖合域総合開発地域活性化推進事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1836号農林水産事務次官依命通知)
- (18) 沿岸地域流通加工機能強化対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1854号農林水産事務次官依命通知)
- (19) 地域漁業活性化構造改善事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第4号農林水産事務次官依命通知)
- (20) 広域漁業活性化構造改善事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第5号農林水産事務次官依命通知)
- (21) 資源管理型漁業促進対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第270号農林水産事務次官依命通知)
- (22) さけ・ます増殖振興施設整備事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1022号農林水産事務次官依命通知)
- (23) 内水面活性化総合対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1023号農林水産事務次官依命通知)
- (24) 養殖水産動物保健対策推進事業実施要領(平成6年6月27日付け6水研第181号農林水産事務次官依命通知)
- (25) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領(平成6年7月13日付け6水研第521号農林水産事務次官依命通知)
- (26) 地域水産物高度化推進圏形成事業実施要領(平成7年4月1日付け7水振第1074号農林水産事務次官依命通知)
- (27) 水産物消費改善総合対策事業実施要領(平成7年4月27日付け7水振第1272号農林水産事務次官依命通知)
- (28) 水産物流通加工基盤強化対策事業等実施要領(平成8年5月10日付け8水振第639号農林水産事務次官依命通知)
- (29) 資源管理型漁業推進体制整備事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第579号農林水産事務次官依命通知)
- (30) 都市漁村交流推進事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第604号農林水産事務次官依命通知)
- (31) 海面養殖業高度化事業実施要領(平成8年5月10日付け8水振第691号農林水産事務次官依命通知)
- (32) 漁獲管理情報処理システム整備事業実施要領(平成8年11月19日付け8水海第2223号農林水産事務次官依命通知)
- (33) 漁協経営強化総合対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第966号農林水産事務次官依命通知)
- (34) 海の恵みモデル事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第283号農林水産事務次官依命通知)
- (35) 美しいむらづくり対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第284号農林水産事務次官依命通知)
- (36) 漁港高度利用活性化対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9水振第541号農林水産事務次官依命通知)
- (37) まぐろ類新流通形態パイロット事業実施要領(平成9年6月20日付け9水海第1168号農林水産事務次官依命通知)
- (38) 漁況海況情報サービス事業実施要領(昭和47年7月31日付け47水調第543号農林事務次官依命通知)
- (39) 水産業振興総合対策基本要綱(平成10年4月8日付け10水振第943号農林事務次官依命通知)

- 2 この要領による廃止前の漁場油濁被害対策事業実施要領第3の(1)の防除事業(以下「旧事業」という。)を実施していた財団法人漁場油濁被害救済基金が、水産業振興総合対策事業実施要領第3の別表の2の(民間団体分)の(4)の漁場環境保全対策等事業の事業内容の欄の2の(1)のアの防除事業(以下「新事業」という。)を実施する場合において、この通知の施行の際、旧事業に基づいて造成された資金に残余があるときは、当該部分を新事業により造成した資金とみなすものとする。
- 3 この要領による廃止前の海面養殖業高度化事業実施要領第3の1の(2)のイの養殖業高度化機械緊急整備リース事業、平成15年度予算に係る改正前の別表の2の(2)の1の(1)のウの特定養殖業高度化機械緊急整備リース事業及び平成16年度予算に係る改正前の別表の2の(2)の3の(1)のアの養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業(以下「旧事業」という。)により造成された基金に残余がある事業実施主体にあつては、引き続き当該残余をもって平成16年度予算に係る改正前の要領に基づき養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業(以下「新事業」という。)を実施できるものとし、この通知の施行の際、旧事業に基づいて造成された資金の残余は、当該部分を新事業により造成した資金とみなすものとする。
- 4 平成13年度予算に係る改正前の第6の1に基づき造成された実践研修事業実施資金については、なお、従前の例によることとする。
- 5 平成14年度予算に係る改正前の第6の1に基づき造成された研修事業実施資金については、なお、従前の例によることとする。

- 6 平成 17 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 7 平成 19 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 8 平成 20 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

- 1 平成 21 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領に基づいて行われた事業に関して旧要領の規定により行うこととされている措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 国際漁業関係操業秩序維持推進事業実施要領(平成20年3月31日付け19水管第2693号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 漁場機能維持管理事業実施要領(平成21年5月29日付け21水管第482号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 魚価安定基金造成事業実施要領(昭和51年12月2日付け51水漁第6339号農林事務次官依命通知)
 - (4) 水産物産地販売力強化事業実施要領(平成21年3月30日付け20水漁第2553号農林水産事務次官依命通知)
 - (5) 鯨類捕獲調査円滑化事業実施要領(平成21年3月27日付け20水管第2657号農林水産事務次官依命通知)
 - (6) さけ・ます漁業協力事業実施要領(平成20年3月31日付け19水管第2707号農林水産事務次官依命通知)

附 則

平成 22 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

平成 23 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則

この通知は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 16 日 25 水港第 189 号）

- 1 平成 24 年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 平成 25 年 4 月 1 日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成 25 年度予算に係る本要領に定める日本沿岸域鯨類捕獲調査事業又は健全な内水面生態系復元等推進事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。
- 3 平成 25 年 5 月 10 日から交付決定を行うまでの間に台湾の漁船により漁具等の被害が発生した場合であって、平成 25 年度予算に係る本要領に定める漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策事業（うち漁具復旧支援事業に限る。）の対象と認められる経費が発生した場合、その経費について補助の対象とすることができる。
- 4 次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 中小漁業関連資金金融通円滑化事業実施要領(平成17年4月1日付け16水漁第2541号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 漁協経営基盤強化推進事業実施要領(平成22年3月30日付け21水漁第2963号農林水産事務次官依命通知)

(3) 漁協資金融通円滑化事業実施要領(平成22年3月30日付け水漁第29744号農林水産事務次官依命通知)

5 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則 (平成26年2月6日25水港第2654号)

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日25水港第3058号)

- 1 平成25年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 2 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領(平成15年1月30日付け水漁第2317号農林水産事務次官依命通知)(以下「旧要領」という。)は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月3日26水港第2785号)

この通知は、平成26年12月3日から施行する。

附 則 (平成27年2月3日26水港第3236号)

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度当初予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等並びに、この通知の施行の際、既に造成された担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、新規就業者対策基金及び国産水産物需給変動調整事業助成資金に係る基金又は資金等の運用から生ずる果実の取扱いについては、なお、従前の例によることとする。

附 則 (平成27年4月9日26水港第4028号)

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 平成27年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成27年度予算に係る本要領に定める日本沿岸域鯨類調査事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合事業又は新規漁業就業者総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則 (平成28年1月20日付け27水港第2611号)

- 1 この通知は平成28年1月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領の規定は、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月29日付け27水港第3187号)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領による平成27年度予算に係る規定は、なお従前の例による。
- 3 無保証人型漁業融資促進事業実施要綱(平成23年3月31日付け22水漁第2457号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定に基づき漁業信用基金協会が引き受けた保証については、なお、従前の例によることとする。

附 則 (平成28年10月11日付け28水港第2192号)

この通知は平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 水港第 3252 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている平成 28 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める平成 29 年度予算に係る日本沿岸域鯨類調査事業、国際漁業連携促進事業のうち鯨類資源等持続的利用国際推進事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合事業又は新規漁業就業者総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 水港第 2485 号）

この通知は平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 水港第 3090 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている平成 29 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める平成 30 年度予算に係る日本沿岸域鯨類調査事業、鯨類捕獲調査円滑化等事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業（大型クラゲ国際共同調査事業及び大型クラゲ緊急対策事業を除く。）又は漁業人材育成総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水港第 2269 号）

この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 水港第 3176 号）

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - （1）漁業経営基盤強化金融支援事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 水漁第 1888 号農林水産事務次官依命通知）
 - （2）漁業関係資金利子助成事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 水漁第 1903 号農林水産事務次官依命通知）
 - （3）漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱（平成 23 年 9 月 1 日付け 22 水漁第 2455 号農林水産事務次官依命通知）
- 3 この通知による改正前の要領により行うこととされている平成 30 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 1 月 30 日付け元水港第 1694 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている水産業競争力強化緊急事業のうち水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業及び競争力強化型機器等導入緊急対策事業、平成 30 年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日付け元水港第 1776 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている令和元年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 水港第 177 号）

- 1 この通知は、令和2年4月30日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める令和2年度予算に係る水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業、漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち水産業労働力確保緊急支援事業又は水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（令和2年6月9日付け2水港第882号）

- 1 この通知は、令和2年6月9日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要領に定める令和2年度予算に係る漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち水産業労働力確保緊急支援事業又は水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業のうち特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（令和2年6月12日付け2水港第888号）

- 1 この通知は、令和2年6月12日から施行する。
- 2 令和2年度第1次補正予算成立日（令和2年4月30日）から交付決定を行うまでの間に引き受けた特定災害資金に係る保証については、この通知による改正後の補助率を適用する。

附 則（令和3年1月28日付け2水港第2103号）

- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている水産業競争力強化緊急事業のうち令和3年3月31日までの期間に引き受けた保証に係る水産業競争力強化金融支援事業については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日付け2水港第2278号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている令和2年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年12月20日付け3水港第2038号）

この改正は、令和3年12月20日から施行する。

<p>6. 漁獲情報等デジタル化推進事業</p> <p>(1) 漁獲情報デジタル化推進事業</p> <p>ア デジタル化推進事業</p> <p>漁獲情報収集のデジタル化を推進するため、デジタル化推進全体計画を策定するとともに、地域ごとのデジタル化推進計画の策定に係る指導等、本事業の運営を行う。</p> <p>(ア) デジタル化推進全体計画策定</p> <p>漁獲情報収集のデジタル化推進を目的としたデジタル化推進全体計画を策定する。</p> <p>(イ) デジタル化推進計画策定指導</p> <p>地域ごとのデジタル化推進計画の策定に係る指導等を行う。</p> <p>(ウ) デジタル化推進計画策定</p> <p>行政機関、試験研究機関、漁業協同組合、民間企業等で構成するデジタル化推進協議会は、デジタル化推進全体計画に沿って、地域の特性を踏まえた漁獲情報収集のデジタル化を推進するためのデジタル化推進計画を策定する。</p> <p>イ 電子システム改修・導入支援</p> <p>デジタル化推進計画を策定したデジタル化推進協議会の構成員が当該計画に沿って行う電子システムの改修及び導入等について支援を行う。</p> <p>(ア) 販売システム改修・導入</p> <p>デジタル化推進計画に沿って漁業協同組合、民間企業等が行う販売システム改修及び導入等について支援を行う。</p> <p>(イ) 都道府県等データベース改修</p> <p>デジタル化推進計画に沿って行政機関、試験研究機関が行うシステム改修等について支援を行う。</p> <p>(ウ) 漁獲情報収集アプリケーション開発・導入</p> <p>デジタル化推進協議会の構成員が漁獲情報を電子化し、収集する体制を整備するために必要なアプリケーション開発・導入について支援を行う。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>	<p>令和3年度</p>	<p>定 額</p>
<p>(2) 水産流通適正化制度における電子化推進対策事業</p> <p>ア 漁獲番号等電子化推進事業</p> <p>導入事業</p> <p>特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）第4条に規定する漁獲番号等を円滑に伝達するための産地市場等への電子機器等の導入及びシステムの改修等について支援を行う。</p> <p>(ア) 機器整備費</p> <p>(イ) (ア)以外の経費</p> <p>イ 県域電子化推進支援事業</p> <p>県域単位における産地市場電子化に係る計画を策定し、県域全体への電子化に取り組む漁協等が漁獲番号等を伝達するために必要なシステム改修等について支援を行う。</p> <p>ウ 管理運営事業</p> <p>ア及びイの助成対象となる事業実施機関の基準の策定及び当該基準に基づく審査を行う審査委員会等の設置・運営等を行う。</p> <p>エ 水産流通適正化協議会支援事業</p> <p>都道府県単位で創設する水産流通適正化協議会が行う、水産流通適正化制度の円滑な実施に向けた説明会等、その事業に必要な事務について支援を行う。</p>	<p>水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者</p>	<p>令和3年度</p>	<p>1/2以内 定 額 定 額 定 額</p>
<p>7. 漁場油濁被害対策事業</p> <p>(1) 防除清掃事業</p> <p>原因者が判明しない漁場油濁による漁業被害を防止するため、漁業者等が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要する経費（以下「防除</p>	<p>公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構</p>		<p>定 額</p>